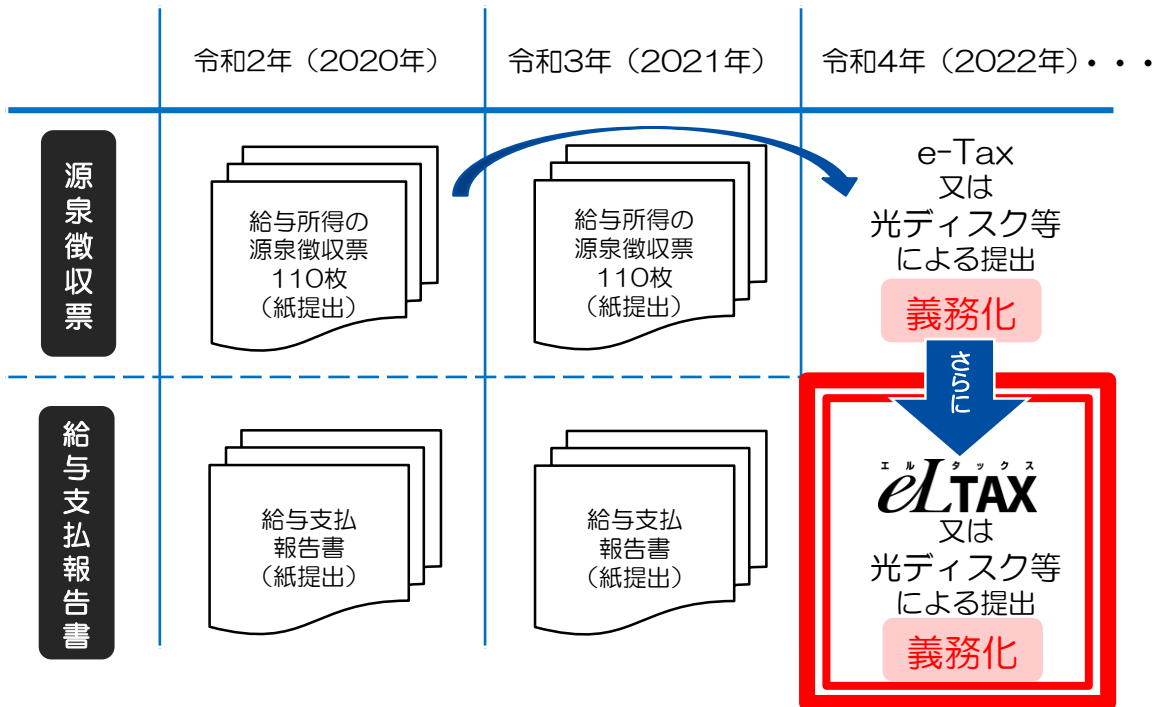


# 給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による 提出義務基準が引き下げられました

令和3年1月1日以降、市区町村に提出する給与支払報告書については、基準年（前々年）における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

(例) 令和2年1月に税務署に提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合

⇒令和4年1月に市区町村に提出する給与支払報告書は、eLTAX又は光ディスク等による提出が必要です。



※eLTAXを利用するには所定の手続き・準備を行っていただく必要があります。  
詳しい情報については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

※eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられていない方が光ディスク等により源泉徴収票及び給与支払報告書を提出する場合には、税務署及び市役所への事前の申請と承認が必要です。  
詳しくは各ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> 「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」

洲本市ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/>  
個人住民税 「給与支払報告書の提出について」

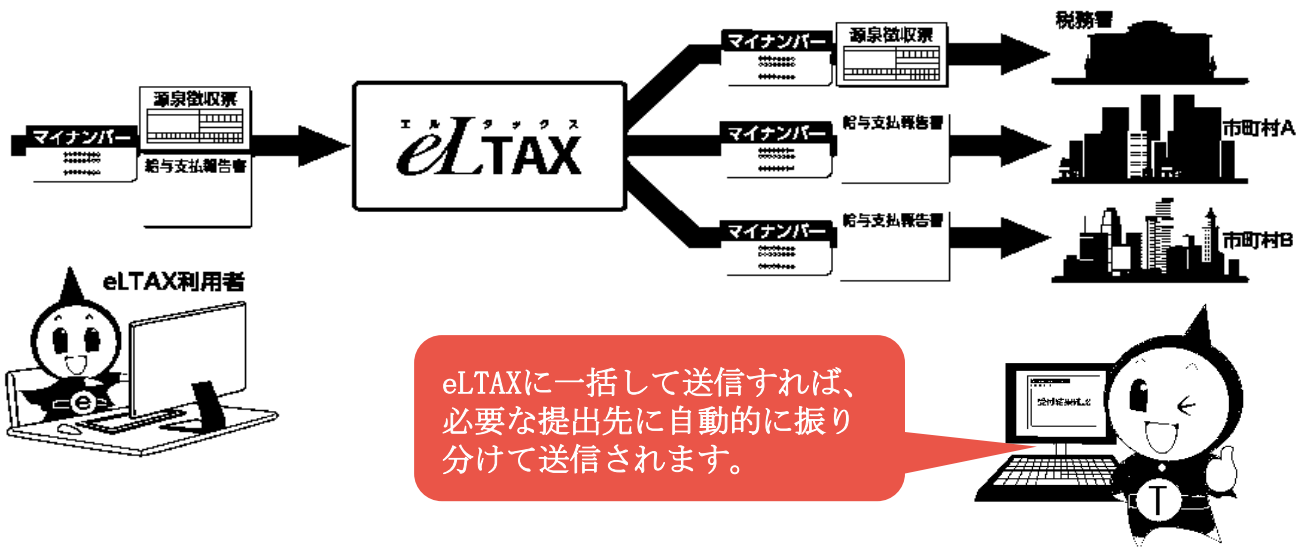


# 給与支払報告書の提出は

エルトックス  
**eLTAX**が便利です



eLTAXを利用することで、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を一括して作成し、一元的に送信することができます。



## eLTAXの特徴

○自宅やオフィスで手続きができます。

eLTAXはインターネットを利用するため、窓口に行かなくても手続きができます。

○他の自治体の手続きも同時に行うことができます。

紙の申告書のようにそれぞれの自治体へ仕分けをして、郵送する必要がなく郵便料金もかかりません。(eLTAXを導入している自治体に限りです。)

○eLTAXのサービスは無料でご利用いただけます。

ただし、事前に用意していただくものの中には、費用がかかる場合があります(ICカードリーダーライターなど)。

○申告書の作成は無料ソフトウェア「PCdesk」で簡単にできます。

PCdeskはeLTAXのホームページからダウンロードできます。また、eLTAX対応のものであれば、市販の税務・会計ソフトウェアで作成したデータも使用できます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>